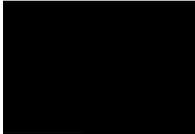


# 意見書

2012年1月20日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8003  
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう  
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 KDDI株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちよう たなか たかし  
代表取締役社長 田中 孝司  
連絡先 TEL :   
FAX :   
メールアドレス 

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針（案）」の及び「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2011（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

（文中では敬称を省略しております。）

意見対象	頁	意見
基本方針	—	<p><b>【意見】</b></p> <p>総論</p> <p>今回、基本方針に関し、主に4点の見直しが行われていますが、現在の市場動向にあわせ、上下位レイヤーの動向を分析・評価の際に勘案することや、そのために「データ通信（移動系）」として切り出したこと、F T T Hサービスの進展等を多面的に分析・評価するとしたことについては適切と考えます。</p> <p>上記のうち、上下位レイヤーの動向等を勘案することに関しては幅広く市場を把握するために有意義と考えますが、競争が進展しているM N O間よりも、今後、上下位レイヤーの支配的プレーヤーがM V N O等の形態によってネットワークレイヤーへ参入する可能性があり、その際に競争に与える影響についても想定しつつ分析していただきたいと考えます。</p> <p>一方で、戦略的評価と「公正競争レビュー制度」の連携強化については、次の点に留意が必要と考えます。</p> <p>電気通信事業分野は、原則自由競争ですが、競争評価2010の評価結果のとおり、N T Tグループによる市場支配力は固定市場、F T T H市場を中心に、現に存在し、濫用されていると考えられます。</p> <p>今後「公正競争レビュー制度」で取り上げられる事項を、戦略的評価のテーマとして分析・評価する際には、専ら、このように公正競争が機能していない市場について、グループドミナンスの観点も踏まえ、重点的に取り上げるべきと考えます。</p> <p>なお、今回の主な見直し4点に加え、「市場支配力が存在する」場合には、現行の規制やルールが必ずしも完全ではないことから、「行使されている」と評価するよう評価方法についても再度検討していただきたいと考えます。</p>
実施細目	2	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>(1) データ通信（移動系）</p> <p>移動系のデータ通信については、上述のとおり、新たなビジネスモデルが登場していることを踏まえ、上位・下位レイヤーの動向を補完的に勘案することとする。</p> <p>このため、移動系のデータ通信の市場を分析・評価するに当たっては、上位・下位レイヤーにおける主なサービ</p>

意見対象	頁	意見
		<p>スや端末の市場の概況を把握するとともに、これらの市場とネットワークレイヤーの市場との関係（資本関係、ネットワークレイヤーに対するオープン性（特定の端末向け、特定の電気通信事業者向け等）、利用者の電気通信事業者選択理由（上位・下位レイヤーのサービス・端末の存在等）等）について可能な限り把握することとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>今年度より、定点的評価において上下位レイヤーの動向等を勘案することとしていますが、今後、国内外のプレーヤーを問わず、上下位レイヤーの支配的プレーヤーがMVNO等の形態によって、単独または連携してネットワークレイヤーへ参入する可能性もあり、その結果、ネットワークレイヤーの事業者が「ダムパイプ化」する懸念があります。そのような状況を想定して、レイヤー間の関係が市場に与える影響についても分析していただきたいと考えます。</p>
実施細目	2	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>(2) データ通信（固定系）</p> <p>固定系のデータ通信については、今後、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、FTTH 市場がブロードバンド市場の中心的存在となりつつあり、総務省においては「光の道」構想に関する基本方針」1にあるとおり、次世代ネットワーク（NGN）をはじめとするブロードバンド市場の公正競争環境の整備に取り組むとともに、毎年度の継続的チェックや制度整備の実施後3年を目途とした包括的検証を行うこととしている。</p> <p>このため、FTTH 市場の分析・評価に当たっては、市場の規模、事業者別シェアや市場集中度、地理的市場、料金の推移等の従来の指標に加え、設備競争（設備面で見た回線数、電柱・管路等の貸与実績等）やサービス競争の状況（光 IP 電話への移行状況、NGN 機能を利用したサービスの状況、事業者間取引（ダークファイバ貸出数、卸・接続の状況等）等）、都道府県別の分析（都道府県別のデータ、不採算地域における状況）について可能な限り把握することとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>FTTH市場に関し、NGN機能を利用したサービス状況やFTTHの事業者間取引等に留意した分析とすることに賛同します。</p>

意見対象	頁	意見
		<p>なお、事業者間取引については、設備競争、NTT東・西のシェアドアクセスやダークファイバを用いての競争等に関し、機能しているか等の分析・検証が行われますが、今後公正競争レビューにおいて実施される、設備情報の公平性、コロケの提供状況、リードタイム等の同等性についての検証結果も相互に参照し、競争評価のとりまとめに反映すべきと考えます。</p>
実施細目	—	<p><b>【意見】</b>  <b>その他</b>            複数の市場領域に跨るような新しいサービスについては、今後のビジネス展開を萎縮させないよう留意が必要であり、市場の動向を把握する程度に留める等の配慮が必要と考えます。市場支配力に関する分析・評価の対象とするのは、禁止行為事業者とその同一グループ内の事業者との連携によるサービスに限るべきと考えます。</p>